

会津大学ユニバーシティ・アイデンティティ構築業務委託仕様書

1 業務名

会津大学ユニバーシティ・アイデンティティ構築業務委託

2 業務の目的

本学は2023年度に開学30周年を迎えるが、この30年の間、著しくグローバル化が進展、国際関係や市民社会における複雑さや多様性が増しているとともに、ジェンダーや環境、包摂性に関する課題、及び、それらを包含したSDGsやSociety5.0といった、開学当時には存在しなかった社会的理念や共通認識が生まれるなど、社会が大きく変わってきている。さらに、本学はコンピュータ理工学を専門とする公立大学として、AIやロボットなど先端のDX技術を軸にした、ポストコロナにおける本学の国際社会・地域社会への貢献のあり方、高度な人材育成や産学連携による復興後の県経済のさらなる発展への寄与なども強く求められてきている。

本学には建学の精神「to Advance Knowledge for Humanity」があるが、社会状況等が大きく変化していることから、30周年を契機に、ステークホルダー（教職員、学生、卒業生その他内外の関係者）の大学への関わりを高め、ステークホルダーを含めた議論を通じて、この建学の精神に立ち返って、あらためて吟味しなおし（再定義し）、ボトムアップによりユニバーシティ・アイデンティティを構築するもの。

3 ユニバーシティ・アイデンティティ（以下、UIと標記）構築にあたっての考え方

（1）ステークホルダーとの関係

UI構築にあたってはステークホルダーのヒアリングを実施するが、ヒアリングは要望を聞く場や外部からの評価・コメントを取り付ける場ではなく、大学を応援したい、大学と協力して、どういったことを実施したいという積極的な提案（ステークホルダーのエンゲージメント、ステークホルダーとの価値共創のきっかけ）を引き出す場としたい。

（2）Vision2033との関係

本学では、現在、中期的な戦略（経営ビジョン）「Vision2033」を策定中である。本事業はこの戦略の上位概念に当たるものであるが、本事業における議論のプロセスにおいては、理念としてのUIに包含するべきものには当たらないが、戦略として位置付けられるものも意見として出されることが想定される。議論の取りまとめに際しては、こういった「(理念レベルではなく)戦略レベルの意見」を捨象することなく、あわせてレポートに盛り込むこと。

4 本業務の概要

（1）内容

- ・ステークホルダーへのインタビュー
- ・インタビューの取りまとめ及び分析
- ・ワークショップの運営

- ・ UI コンセプトのまとめ
 - ・ UI スローガン及びメッセージの開発
- (2) 委託期間
契約締結の日から2023年3月31日
- (3) 納品物及び納品場所
- ア 納品物
- (ア) 委託契約締結後、速やかに提出するもの
- ・ 着手届 (様式第1)
 - ・ 総括責任者通知書 (様式第2)
 - ・ 業務工程表 (様式任意)
 - ・ 業務実施体制図 (様式任意)
- (イ) 業務完了後、速やかに提出するもの
- ・ 完了届 (様式第3)
 - ・ 業務実施報告書 (様式任意。A4サイズで提出し、実施状況がわかる写真を添付のこと。)
 - ・ 言語化した UI 関係資料
 - ・ その他、業務の確認に必要と認める書類
- イ 納品場所
〒965-8580 福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合 90
会津大学研究棟 122A

5 業務内容

- (1) プレリサーチ
- ア 内部ヒアリングの実施
- (ア) 現状分析のために理事長のヒアリングを行う。
- (イ) 現状分析のために教職員計5名のヒアリングを行う。
- イ 外部ヒアリングの実施
- 本学のステークホルダー (県や市、企業、卒業生、地域住民、在学生等) 5~10名のヒアリング
- ウ ヒアリング結果の分析
- ヒアリング結果をまとめ、専門的知見による分析を行ったうえでレポートを作成し、学内で報告する。
- ※ ヒアリング出席者の人選は本学が行う。
- (2) UI 開発
- ア UI 開発に向けたワークショップの開催
- 教職員 4~5名×3 グループのワークショップ形式で2回開催する (各回 120分)
(必要資料の作成、ワークショップの運営、ファシリテーション、会議後の議事内容をまとめたレポートの作成・提出を含み、会場設営等は含まない)
- イ UI コンセプトの定義
- 上記(1)のヒアリング結果及び上記アのワークショップ結果を基に UI のコンセ

プトをまとめ、学内にてその内容の説明を行う。あわせて、このコンセプトの実装化に向けたプロセス（学内・学外に発信する端的なメッセージなど）のアイデアを提示する。日本語・英語版を作成。

(3) その他

- ア 各工程で進行管理やプロジェクト全体のマネジメントを行う。
- イ 各工程の実施状況について定期的（おおむね1ヶ月毎）に本学に報告するとともに、事業の進め方について、随時、打ち合わせを行う。
- ウ ヒアリングの実施やワークショップの開催にあたっては、本学と打ち合わせを行い、必要な資料を用意する。（会場の準備や参加者への案内は本学が行う）

6 その他

- (1) 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本学の承諾を得なければならない。ただし、本学が指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、本学と受注者で協議して、これを定める。
- (3) 受注者は、納品物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（同法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該納品物の引渡し時に甲に無償で譲渡する。なお、疑義を避けるために付言すると、この仕様と関係なく受注者が従前より有する著作権その他の知的財産権は受注者に留保されるものとする。
- (4) 受注者は、本件の業務上知り得た委託業務の内容を、一切第三者に漏らしてはならない。